

須高行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
須高行政事務組合長

須高行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、須高行政事務組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

須高行政事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、実施委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

目 標	取 組 内 容 等
女性の受験者数を 30%以上にする。	次期職員の採用に当たって、女性受験者数拡大のための積極的な広報を展開する。
平成 30 年度までに育児参加のための休暇の取得割合を 30%以上にする	組織としてイクメン・イクボス宣言などの男性職員の育児参画を進める
平成 28 年度より臨時・非常勤職員について、必要な業務研修への積極参加を促す。	必要に応じて研修に参加できるように、業務を見直す。
平成 30 年度までに、年次休暇を 30%以上取得する職員の割合を 5 割以上にする。	業務の効率化、仕事の配分についても検討し、年次休暇を取りやすい環境にする。 年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。